



## 第1章 総論

### 1. 計画策定の趣旨

益田市（以下、「本市」といいます。）ではこれまで、「益田市一般廃棄物処理基本計画（平成31年3月）」（以下、「本計画」といいます。）を策定し、循環型社会形成の促進と環境保全に取り組んできました。しかし、本計画は中間年度（令和5年度）を迎え、現状に応じた改正が必要な時期を迎えています。

今後更にごみの減量化や資源化を推進していくため、一般廃棄物処理の現状と課題を確認し、廃棄物行政の動向を踏まえて、本計画を改定します。

### 2. 計画の位置づけ

本計画は、「島根県環境総合計画」（令和3年3月）を上位計画として、国の法律・計画等や「第6次益田市総合振興計画」との整合を図るものとします。

### 3. 計画の範囲

本計画で対象とする廃棄物は、計画対象区域内で発生する一般廃棄物のうち、「特別管理一般廃棄物」を除く「ごみ」及び「し尿（生活排水）」とします。

### 4. 計画期間

計画期間は10年間とし、令和10年度を計画目標年度とします。

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 1. ごみ処理等の現状

#### (1) ごみ排出量の実績

本市のごみ排出量の実績を表1に示します。家庭系ごみは、新型コロナウイルス感染拡大に伴う断捨離ブームや益田市空き家バンク事業による空き家清掃によって、微増しています。また、事業系ごみが令和元年度から増加している要因は、ごみ集計方法の変更によるものです。1人1日当たりのごみ排出量は増加傾向となっています。

表1 ごみの種類別排出量

区別	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)
人口(人)	46,964	46,355	45,637	45,044	44,489
家庭系ごみ(t/年)	10,582	10,700	10,601	10,484	10,253
事業系ごみ(t/年)	6,279	7,201	6,994	6,988	7,028
集団回収量(t/年)	115	125	74	55	48
ごみ総排出量(t/年)	16,976	18,026	17,669	17,527	17,329
原単位(g/人・日)	990.3	1,062.5	1,060.7	1,066.1	1,067.2

#### (2) リサイクル率について

リサイクル率は、過去5年間で減少しています。

表2 総資源化量とリサイクル率

区分	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)
総資源化量(t/年)	3,375	3,333	3,223	3,057	3,034
ごみ総排出量(t/年)	16,976	18,026	17,669	17,527	17,329
リサイクル率(%)	19.9%	18.5%	18.2%	17.4%	17.5%

#### (3) 課題の抽出、整理

##### ① ごみ排出の課題

ごみ排出については、1人1日当たりのごみ排出量が増加傾向にあります。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」を踏まえ、食品ロス対策に努める必要があります。

##### ② リサイクル率の課題

リサイクル率については、今後は古紙類を対象とした対策を実施する必要があります。

##### ③ 中間処理の課題

中間処理では、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ、現在、埋め立てるごみに含まれているプラスチック類を資源化することについて、検討する必要があります。

##### ④ 最終処分の課題

最終処分では、下波田埋立処理場が現状のままの埋立を継続すると、残余年数が7年程度と想定しており、次期処分場整備を効率的に進めることが急務となっています。

##### ⑤ その他の課題

近年発生している災害の状況を見ると、災害時に多量の災害廃棄物が発生することから、平時から災害廃棄物処理について検討しておく必要があります。

## 2. ごみ処理基本計画策定の基本的事項

### (1) 基本理念

本計画においては、「ますだ循環型社会の形成」を基本理念とします。

～基本理念～  
「ますだ循環型社会の形成」

### ～基本方針～

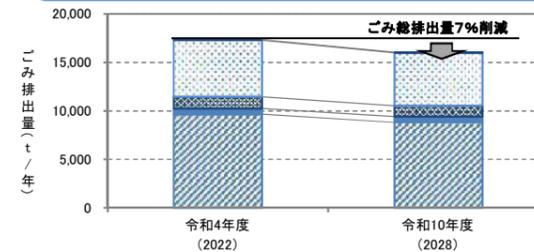
- 1 市民・事業者・行政の参加と連携によるごみの排出抑制
- 2 ごみの分別の徹底と資源化の促進
- 3 ごみの適正処理の推進

### (2) 目標の設定

本市におけるごみの排出削減目標および資源化の目標を、以下のとおり設定します。

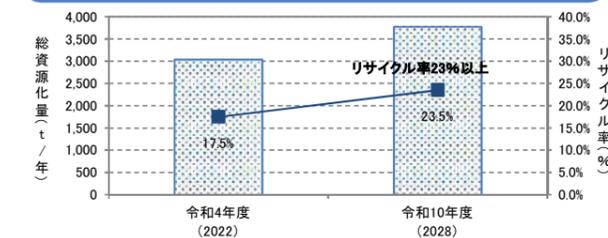
#### ごみ排出量の削減目標

令和10年度までにごみ総排出量を7%以上削減（令和4年度比）



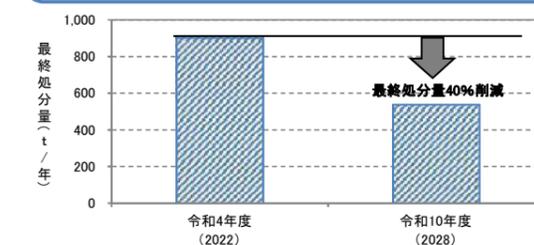
#### 資源化の目標

令和10年度のリサイクル率 23%以上



#### 最終処分の目標

令和10年度までに最終処分量を40%以上削減（令和4年度比）



## 3. ごみ処理基本計画

ごみの排出抑制・資源化の促進に当たっては、市民・事業者・行政それぞれの役割分担を明確にし、三者が一体となつてごみの発生を抑制していかなければなりません。したがって、次のように市民・事業者・行政が一体となり、各々が適切に役割分担し責任を明確化したうえで、効果的な施策の推進に努める必要があります。



### ～燃やせるごみの減量化・資源化 重点方策～

- ① 生ごみの減量化
  - ・生ごみの水切りを徹底する。
  - ・食品ロスの削減に努める。
  - ・堆肥化の普及促進、積極的な取り組みに努める。
  - ・必要な物だけを製造、販売、購入する。
- ② 分別の徹底
  - ・古紙類と容器包装の分別を徹底する。

### (1) ごみ排出抑制のための方策

ごみ排出抑制のための方策については、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの立場で取り組めるよう、行政として以下の支援を行います。

- ① ごみ減量化のための支援策
  - ・エコレシピを活用した料理やローリングストックの実践について呼びかけます。
  - ・益田市社会福祉協議会が実施しているフードバンク事業との連携を図ります。
- ② 事業系ごみの排出抑制指導
  - ・事業者へ減量化計画の策定を呼びかけ、適正な処理方法を指導します。
- ③ ごみ処理費用負担の適正化
- ④ 各種イベントの開催

### (2) 資源化のための方策

資源化のための方策についても同様に、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの立場で取り組めるよう、行政として以下の支援を行います。

- ① 公共施設、公共関与事業における再生品の使用促進
- ② 市民団体による集団回収の推進
- ③ 資源化促進のための情報発信
- ④ リサイクル向上のための支援策

(3) 分別、収集・運搬計画

ごみの分別区分、収集・運搬方法は、現状どおり継続し、排出場所、収集方法、収集頻度は、ごみ排出量に応じて随時見直します。

なお、埋め立てるごみに含まれているプラスチック類を資源ごみとして分別することについて、収集運搬業者との連携や施設の受入れ状況、市民の理解度に配慮しながら、適切な時期に検討します。

(4) 中間処理計画

中間処理については、現状どおりの委託処理方法を継続します。

また、既存ストックの有効活用を図るため、廃棄物処理施設の延命化を目的とした長寿命化計画の策定を検討します。

(5) 最終処分計画

最終処分の方法は、現状どおりの処分方法を継続させるものとします。

(6) 次期最終処分場の整備に向けた事業について

下波田埋立処理場の残余年数は、現状のままの埋立を継続すると7年程度ですが、排出抑制と資源化等に取り組むと9年程度となる見込みです。

次期最終処分場の整備には、用地選定や測量・調査、設計、建設工事に約10年の期間を要します。下波田埋立処理場の残余容量を踏まえ、計画的に事業を実施していきます。

4. その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) 不法投棄対策

不法投棄をなくすためには、立て看板の設置や土地所有者や管理者へ防護柵の設置依頼など地域に即した具体的な防止対策を推進します。

(2) 災害時の廃棄物対策

各関係機関、県、隣接市町との間で廃棄物処理の面においても、相互協力・応援体制を維持強化していきます。

(2) 課題の抽出、整理

① 生活排水未処理世帯への対応

公共下水道については、未整備区域の整備拡張、下水道への接続を推進が必要となっています。また、合併浄化槽の普及を図ることが必要です。なお、水洗化率を高めることにより、し尿等の搬入量が増えるため、適時な収集・処理体制について検討を行うことが必要です。

② し尿処理施設の維持管理

久城が浜センターでは、今後、長期に安定稼働していくため、計画的な維持管理が求められています。

③ 浄化槽の点検、清掃、法定検査

浄化槽の点検、清掃、法定検査を実施することについて、普及啓発が必要です。

④ 生活排水処理の適正化

各家庭や事業所に対して、適切な排水について普及啓発が必要です。

2. 生活排水処理基本計画策定の基本的事項

(1) 基本理念

本計画では、「まずだ水循環社会の形成」を基本理念とします。

～基本理念～

「まずだ水循環社会の形成」

～基本方針～

- 1 生活排水処理施設の整備
- 2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進
- 3 水環境保全のための普及啓発の推進

(2) 目標設定

目標の設定は、生活排水処理率を59%以上、水洗化率を78%以上とします。

処理目標

生活排水処理率 59%以上  
水洗化率 78%以上

表4 計画処理形態別の人口予測

区分	令和4年度(2022)	令和10年度(2028)
	実績	計画目標年度
1. 計画処理区域内人口(人)	44,489	42,368
2. 水洗化・生活雑排水処理人口(人)	21,359	25,224
(1) コミュニティ・プラント(人)	441	429
(2) 合併処理浄化槽人口(人)	16,118	19,202
(3) 公共下水道人口(人)	2,576	3,447
(4) 農業集落排水施設人口(人)	2,224	2,146
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口(人)	11,094	8,223
4. 非水洗化人口(人)	12,036	8,921
(1) し尿収集人口(人)	12,020	8,909
(2) 自家処理人口(人)	16	12

区分	令和4年度(2022)	令和10年度(2028)
	実績	計画目標年度
生活排水処理率(%)	48.0	59.5
水洗化率(%)	72.9	78.9

※生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口×100  
※水洗化率：(水洗化・生活雑排水処理人口+水洗化・生活雑排水未処理人口)/計画処理区域内人口×100

3. 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理施設の整備

本市の生活排水処理施設の整備を推進するため、以下のとおり、継続した施策に取り組みます。

- ① 公共下水道の整備推進
- ② 公共下水道への速やかな接続
- ③ 農業集落排水施設への速やかな接続
- ④ コミュニティ・プラントの適切な維持管理
- ⑤ 合併処理浄化槽への切り替えの推進
- ⑥ 従来からのし尿処理の継続

(2) 収集、運搬計画

収集、運搬は、行政区全域を対象とし、し尿を委託業者、浄化槽汚泥を許可業者により行うこととします。今後は、浄化槽汚泥の排出量増加への対応、計画的収集作業の指導により、安定的な収集、運搬を行っていくこととします。

(3) 水質汚濁防止、資源化計画

浄化槽設置世帯等に対しては、点検、清掃、法定検査について普及啓発することで、浄化槽からの放流水による公共用水域の汚濁防止に努めます。久城が浜センターの脱水汚泥は、今後も益田地区広域クリーンセンターに一般ごみとともに搬入・処理します。

(4) 中間処理計画

公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等各施設の管理を適切に行い、放流水質の向上を目指します。

(5) 最終処分計画

久城が浜センターの脱水汚泥は、益田地区広域クリーンセンターで有効利用されています。今後は、他の方法も含めた資源化を検討することにより、最終処分量を削減することで、最終処分場への負担をできるだけ軽減するものとします。

4. その他生活排水処理に関し必要な事項

(1) 水環境保全のための普及啓発の推進

水環境保全に対する普及啓発を推進するため、さまざまな広報、啓発活動を展開します。

(2) 地域に関する諸計画との関係

各関係機関、県、隣接市町との間で生活排水処理の面においても、相互協力・応援体制を維持強化していきます。

第3章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理等の現状

(1) 生活排水処理人口の推移

本市の過去5年間の生活排水処理人口の推移は、以下のとおりです。

表3 生活排水処理人口の推移

区分	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)
1. 計画処理区域内人口(人)	46,964	46,355	45,718	45,090	44,489
2. 水洗化・生活雑排水処理人口(人)	18,938	20,463	20,077	20,384	21,359
(1) コミュニティ・プラント(人)	476	464	453	447	441
(2) 合併処理浄化槽人口(人)	14,063	15,444	14,932	15,176	16,118
(3) 公共下水道人口(人)	2,088	2,248	2,406	2,506	2,576
(4) 農業集落排水施設人口(人)	2,311	2,307	2,286	2,255	2,224
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口(人)	12,441	12,198	12,171	11,563	11,094
4. 非水洗化人口(人)	15,585	13,694	13,470	13,143	12,036
(1) し尿収集人口(人)	15,556	13,665	13,448	13,124	12,020
(2) 自家処理人口(人)	29	29	22	19	16

区分	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)
生活排水処理率(%)	40.3	44.1	43.9	45.2	48.0
水洗化率(%)	66.8	70.5	70.5	70.9	72.9

※生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口×100  
※水洗化率：(水洗化・生活雑排水処理人口+水洗化・生活雑排水未処理人口)/計画処理区域内人口×100